

第9章 体育

1 小学校体育科の内容のまとめ

小学校体育科における内容のまとめは、以下のようになっている。

〔第1学年及び第2学年〕

- A 体づくりの運動遊び
- B 器械・器具を使つての運動遊び
- C 走・跳の運動遊び
- D 水遊び
- E ゲーム
- F 表現リズム遊び

〔第3学年及び第4学年〕

- A 体づくり運動
- B 器械運動
- C 走・跳の運動
- D 水泳運動
- E ゲーム
- F 表現運動
- G 保健（1）健康な生活
- G 保健（2）体の発育・発達

〔第5学年及び第6学年〕

- A 体づくり運動
- B 器械運動
- C 陸上運動
- D 水泳運動
- E ボール運動
- F 表現運動
- G 保健（1）心の健康
- G 保健（2）けがの防止
- G 保健（3）病気の予防

2 小学校体育科における「内容のまとめりごとの評価規準」作成の手順

ここでは、第1学年及び第2学年の「B 器械・器具を使つての運動遊び」、第5学年の「けがの防止」を取り上げて、「内容のまとめりごとの評価規準」作成の手順を説明する。

まず、学習指導要領に示された教科及び学年の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解する。その上で、①及び②の手順を踏む。

<例1 第1学年及び第2学年の「B 器械・器具を使つての運動遊び」>

【小学校学習指導要領 第2章 第9節 体育 第1 目標】

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。	運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。	運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

(小学校学習指導要領 P. 142)

【改善等通知 別紙4 体育・保健体育(1)評価の観点及びその趣旨 <小学校 体育>】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
各種の運動の行い方について理解しているとともに、基本的な動きや技能を身に付けている。また、身近な生活における健康・安全について実践的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。	自己の運動の課題を見付け、その解決のための活動を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、身近な生活における健康に関する課題を見付け、その解決を目指して思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動に進んで取り組もうとしている。また、健康を大切にし、自己の健康の保持増進についての学習に進んで取り組もうとしている。

(改善等通知 別紙4 P. 19)

【小学校学習指導要領 第2章 第9節 体育「第2 各学年の目標及び内容」

【第1学年及び第2学年】 1 目標】

(1)	(2)	(3)
各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。	各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。	各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。

(小学校学習指導要領 P. 142)

【改善等通知 別紙4 体育・保健体育（2）学年・分野別の評価の観点の趣旨

＜小学校 体育＞第1学年及び第2学年】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
各種の運動遊びの行い方について知っているとともに、基本的な動きを身に付けている。	各種の運動遊びの行い方を工夫しているとともに、考えたことを他者に伝えている。	各種の運動遊びの楽しさに触れることができるよう、各種の運動遊びに進んで取り組もうとしている。

(改善等通知 別紙4 P. 19)

① 各教科における「内容のまとめ」と「評価の観点」との関係を確認する。

B 器械・器具を使つての運動遊び

器械・器具を使つての運動遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
 - ア 固定施設を使った運動遊びでは、登り下りや懸垂移行、渡り歩きや跳び下りをする。
 - イ マットを使った運動遊びでは、いろいろな方向への転がり、手で支えての体の保持や回転をする。
 - ウ 鉄棒を使った運動遊びでは、支持しての揺れや上がり下り、ぶら下がりや易しい回転をする。
 - エ 跳び箱を使った運動遊びでは、跳び乗りや跳び下り、手を着いてのまたぎ乗りやまたぎ下りをする。
- (2) 器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝える。
- (3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、場や器械・器具の安全に気を付けたりすること。

（下線） …知識及び技能に関する内容

（波線） …思考力、判断力、表現力等に関する内容

（二重線） …学びに向かう力、人間性等に関する内容

② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

（１）「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

○「知識・技能」のポイント

- ・「知識」については、学習指導要領の内容の「（１）次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。」の「その行い方を知る」と示している部分が該当し、評価規準は、「～の行い方を知っている。」として作成することができる。
- ・「技能」については、「その動きを身に付ける」と示している部分が該当し、評価規準は、「～の動きを身に付けている。」として作成することができる。

○「思考・判断・表現」のポイント

- ・「思考・判断」については、学習指導要領の内容の「（２）器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。」の「器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫する」と示している部分が該当し、評価規準は、「器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫している。」として作成することができる。
- ・「表現」については、「考えたことを友達に伝えること。」と示している部分が該当し、評価規準は、「考えたことを友達に伝えている。」として作成することができる。

○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

- ・「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領の内容の「（３）運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、場や器械・器具の安全に気を付けたりすること。」のすべてが該当し、評価規準は、「運動遊びに進んで取り組もうとし、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしようとしていたり、場や器械・器具の安全に気を付けていたりしている。」として作成することができる。

(2) 学習指導要領の「2 内容」及び「内容のまとめりごとの評価規準（例）」

学習指導要領 2 内容	器械・器具を使つての運動遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。		
	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
	(1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。 ア 固定施設を使った運動遊びでは、登り下りや懸垂移行、渡り歩きや跳び下りをするこ と。 イ マットを使った運動遊びでは、いろいろな方向への転がり、手で支えての体の保持や回 転をすること。 ウ 鉄棒を使った運動遊びでは、支持しての揺れや上がり下り、ぶら下がりや易しい回転を すること。 エ 跳び箱を使った運動遊びでは、跳び乗りや跳び下り、手を着いてのまたぎ乗りやまたぎ 下りをするこ	(2) 器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。	(3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、場や器械・器具の安全に気を付けたりすること。

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
内容のまとまりごとの評価規 準 例	次の運動遊びの行い方を知っているとともに、その動きを身に付けている。 ・固定施設を使った運動遊びでは、登り下りや懸垂移行、渡り歩きや跳び下りをしている。 ・マットを使った運動遊びでは、いろいろな方向への転がり、手で支えての体の保持や回転をしている。 ・鉄棒を使った運動遊びでは、支持しての揺れや上がり下り、ぶら下がりや易しい回転をしている。 ・跳び箱を使った運動遊びでは、跳び乗りや跳び下り、手を着いてのまたぎ乗りやまたぎ下りをしている。	器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫しているとともに、考えたことを友達に伝えている。	運動遊びに進んで取り組もうとし、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしようとしていたり、場や器械・器具の安全に気を付けたりしている。

＜例 2 第 5 学年の「けがの防止」＞

【小学校学習指導要領 第 2 章 第 9 節 体育「第 1 目標」】及び【改善等通知 別紙 4 体育・保健
体育（1）評価の観点及びその趣旨 ＜小学校 体育＞】

＜例 1 と同様＞

【小学校学習指導要領 第 2 章 第 9 節 体育「第 2 各学年の目標及び内容」

【第 5 学年及び第 6 学年】 1 目標】

(1)	(2)	(3)
各種の運動の楽しさや喜びを 味わい、その行い方及び心の健 康やけがの防止、病気の予防に ついて理解するとともに、各種 の運動の特性に応じた基本的 な技能及び健康で安全な生活 を営むための技能を身に付け るようにする。	自己やグループの運動の課題 や身近な健康に関わる課題を 見付け、その解決のための方法 や活動を工夫するとともに、自 己や仲間の考えたことを他者 に伝える力を養う。	各種の運動に積極的に取り組 み、約束を守り助け合って運動 をしたり、仲間の考えや取組を 認めたり、場や用具の安全に留 意したりし、自己の最善を尽く して運動をする態度を養う。ま た、健康・安全の大切さに気付 き、自己の健康の保持増進や回 復に進んで取り組む態度を養 う。

（小学校学習指導要領 P. 149）

【改善等通知 別紙 4 体育・保健体育（2）学年・分野別の評価の観点の趣旨

＜小学校 体育＞第 5 学年及び第 6 学年】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
各種の運動の行い方について 理解しているとともに、各種の 運動の特性に応じた基本的な 技能を身に付けている。また、 心の健康やけがの防止、病気の 予防について理解している とともに、健康で安全な生活を 営むための技能を身に付けて いる。	自己やグループの運動の課題 を見付け、その解決のための活 動を工夫しているとともに、自 己や仲間の考えたことを他者 に伝えている。また、身近な健 康に関わる課題を見付け、その 解決のための方法や活動を工 夫しているとともに、自己や仲 間の考えたことを他者に伝え ている。	各種の運動の楽しさや喜びを 味わうことができるよう、各種 の運動に積極的に取り組もう としている。また、健康・安全 の大切さに気づき、自己の健康 の保持増進や回復についての 学習に進んで取り組もうとし ている。

（改善等通知 別紙 4 P. 20）

① 各教科における「内容のまとめ」と「評価の観点」との関係を確認する。

G 保健

(2) けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。

(ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。

(イ) けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。

イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。

(下線)…知識及び技能に関する内容

(波線)…思考力、判断力、表現力等に関する内容

② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめごとの評価規準」を作成する。

(1) 「内容のまとめごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

○「知識・技能」のポイント

- ・「知識」については、学習指導要領の内容の「(1) けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。」として示されている部分のうち、「けがの防止について理解する」と示している部分が該当し、評価規準は「けがの防止について理解している。」として作成することができる。また、「技能」については、「けがなどの簡単な手当をすること。」と示している部分が該当し、評価規準は「けがなどの簡単な手当についての技能を身に付けている。」として作成することができる。

○「思考・判断・表現」のポイント

- ・「思考・判断」については、学習指導要領の内容の「(2) けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。」として示されている部分の「けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え」と示されている部分が該当し、評価規準は「けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考えている。」として作成することができる。また、「表現」については、「それらを表現すること。」と示している部分が該当し、評価規準は「～について考えたことを表現している。」として作成することができる。

○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

- ・保健領域では、学習指導要領に「学びに向かう力、人間性等」に関する内容が示されていないことから、第5学年及び第6学年の目標である「健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。」と示している部分を参考にする。「主体的に学習に取り組む態度」については「～に進んで取り組む態度を養う。」と示している部分を踏まえ、評価規準は、「けがの防止についての学習に進んで取り組もうとしている。」として作成することができる。

(2) 学習指導要領の「2 内容」及び「内容のまとめりごとの評価規準（例）」

≪保健領域G（2）けがの防止≫

	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
学習指導要領 2 内容	ア けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。 (ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。 (イ) けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。	イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。	※内容には、学びに向かう力、人間性等について示されていないことから、該当学年の目標(3)を参考にする。

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
内容のまとめりごとの評価規準例	・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であることを理解している。 ・けがなどの簡単な手当について、速やかに行う必要があることを理解しているとともに、技能を身に付けている。	けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考えているとともに、それらを表現している。	健康や安全の大切さに気付き、けがの防止についての学習に進んで取り組もうとしている。 ※必要に応じて学年別の評価の観点の趣旨（「主体的に学習に取り組む態度」に関わる部分）等を用いて作成する。